

府民文化部審理員候補者名簿

様式1

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
1	府民文化総務課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	府民文化総務課	府民文化総務課課長補佐の職にある職員	府民文化総務課課長補佐全員(4名)が対象
2	人権局の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	人権局	人権局課長補佐の職にある職員	人権局課長補佐全員(6名)が対象
3	男女参画・府民協働課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	男女参画・府民協働課	男女参画・府民協働課課長補佐の職にある職員	男女参画・府民協働課課長補佐全員(2名)が対象
4	府政情報室の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為(但し、大阪府個人情報保護条例及び大阪府情報公開条例で適用除外として定める処分等に関するものを除く。)	府政情報室	府政情報室課長補佐の職にある職員	府政情報室課長補佐全員(7名)が対象
5	都市魅力創造局の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	都市魅力創造局	都市魅力創造局課長補佐の職にある職員	都市魅力創造局課長補佐全員(10名)が対象